

証券コード8202
平成29年3月9日

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目7番17号
ラオックス株式会社
代表取締役社長 羅 怡 文

第41期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月23日（木）午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園1-5-10 芝パークホテル別館2F「ローズ」
*開催場所が前回とは異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第41期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お 知 ら せ 本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.laox.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経営環境の概況

当連結会計年度における世界経済は、先進国においては原油安、新興国においては経済成長の減速の影響などにより、前連結会計年度における成長率の停滞に目立った回復傾向がみられず、オリンピック効果も限定的でありました。また、訪日外国人の多くを占める中国においては、貿易不振や不動産バブルによる経済成長の鈍化が懸念されるなど、世界経済は依然として不安定な状況が続いております。また、米国大統領任期満了に伴うトランプ政権への移行により経済のグローバル化に対する不確実性が増すなかで、わが国経済への影響は依然として不透明感が残る状況となっております。

このような経済環境の中、訪日外国人観光客の消費動向に関しましては、急激な円高の影響を受け、インバウンド需要は一時的に減速いたしました。しかし、年度後半の円安トレンドにより訪日外国人観光客の消費傾向は緩やかな回復基調で推移しはじめるとともに、当社主要顧客である中国人訪日客数は、個人旅行、団体旅行ともに前年を上回り637万人（前年比27.6%増）と過去最高を記録しております。一方で、関税率の変更やライフスタイルの変化などにより訪日外国人1人当たりの旅行支出額は内訳が変化しており、支出項目別構成比においては、買い物の支出比率は依然として最高であるものの、飲食や観光といったサービス関連の支出比率が増加傾向にあります。

当連結会計年度の当社事業におきましては、インバウンド市場の中長期的な発展を見据え、全国で15店舗を開店いたしました。来店客数は堅調に推移したものの、訪日旅行者の消費マインドが高価格の耐久品から低価格の消耗品へと推移し当社の販売商品構成が急速に変化し、平均購買単価は前期末平均33,820円から当期末平均では22,344円へと下落するなど店舗効率を見直す必要から6店舗を閉店いたしました。

また、中国国内店舗の閉鎖や中国国内向けの紙オムツ販売事業の縮小、移管手続きを進めるなど、事業整理を実施し、コスト削減による収益構造の改善を図りました。

更に、当期は婦人靴事業の強化も図り、新たに株式会社シンエイの婦人靴企画・卸売販売事業と新興製靴工業株式会社の婦人靴製造事業の事業譲受を行いました。これにより、商品力と販売力の強化にとどまらず、企画から製造、販売までの一貫体制の強化が実現いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は627億64百万円（前年同期は926億93百万円、32.3%減）、営業損失は9億55百万円（前年同期は85億86百万円の利益）となりました。今後、訪日旅行者は増加していく中、平均購買単価の向上と坪効率および人的生産性の改善による店舗の販売効率の向上を重要課題としながら、将来の市場の変化を見据え新たな顧客の獲得を行い、更なる業績の向上と事業の成長を目指して取り組んでまいります。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

（イ）国内リテール事業

当事業部門におきましては、主力の免税品販売での主要顧客である中国人観光客が大幅に増加するとともに、上期には春節やお花見来店誘致施策、クルーズ船受け入れ体制強化施策を実施いたしました。中国人を中心とした当社顧客の消費マインドの変化にともない顧客一人当たりの平均購買単価が下落し、結果として売上高が減少いたしました。また、訪日来店客数の増加に対応するための積極的な新規出店による地代家賃の増加や、新規採用による人材増強に伴う人件費などの固定費が増加したことにより、収益性が悪化しました。一方で、事業譲受の実施により事業規模が拡大した婦人靴販売が収益に貢献したものの、当連結会計年度の売上高は602億15百万円（前年同期は837億82百万円、28.1%減）、営業利益は16億89百万円（前年同期は110億81百万円、84.8%減）と前年同期に比べ大幅な減収減益となりました。

（ロ）海外事業

当事業部門におきましては、第1四半期連結会計期間において中国国内での店舗を閉鎖したため、売上高が減少いたしました。一方で、紙オムツをはじめとした中国向け商品の新たな販売網整備と物流体制の再構築に注力いたしました。採算性が改善せず事業整理を行うこととしました。また、越境ECビジネス強化のためにインフラ整備と販売体制の強化を進めてまいりましたが、中国国内向けの販売商品の在庫コスト等の費用が嵩み、当連結会計年度の売上高は、21億36百万円（前年同期は83億25百万円、74.3%減）営業損失は7億63百万円（前年同期は6億45百万円の損失）となりました。

（ハ）その他事業

当事業部門におきましては、主に不動産賃貸事業としての当連結会計年度の売上高は、5億62百万円（前年同期は6億円、6.3%減）営業損失は44百万円（前年同期は21百万円の損失）となりました。

②次期の見通し

中国やアジア新興国の経済成長率に減速傾向が見られますが、中長期的な成長トレンドは持続しその消費購買力も徐々に拡大していくものと思われます。また、日本政府目標の2020年の訪日観光客数4,000万人の達成に向け、国内外に向けた積極的な施策も期待できることから、インバウンド市場は引き続き成長をつづけるものと考えております。

このようなインバウンド市場の発展を見据え、当社はこれまで主要な人気観光スポットを中心に多くの新規出店を行ってきました。このネットワークを活用し、引き続き中国・アジアを始めとした世界のマーケットに対して、ジャパンプレミアムの「商品」と「サービス」を届けてまいります。

特に福岡と沖縄を中心とした九州地区においては、寄港時の大量顧客の来店に耐える大型店の出店の可能性を検討しつつ、クルーズ客の取り込みを強化してまいります。

一方で、訪日旅行客の傾向として、個人旅行（FIT＝Foreign Independent Tour）の割合が急速に増加しており、従来の団体客向けを中心とした販売戦略に加え、FIT客向けの広告宣伝活動を強化し競争力を高めてまいります。また、中国最大手のCtrip.com International Ltdとの提携など、大手旅行会社やメーカー、ブランドとの協業に加えて、今後は異業種事業提携も積極的に検討していく予定であります。

更に、当社グループの新たな成長戦略として、飲食やエンターテイメントなどを中心とした新規事業にも積極的に参入してまいります。食事や観光、エンターテイメントなど幅広く旅行を楽しむ傾向を捉え、訪日外国人観光客の需要を一括して取り込める事業展開、すなわち「モノ＋コト」、を推し進めることで、従来の販売事業にとっても更なる活性化が期待できます。

このように、次期は、これまで投資してきた経営資源を最大限に活用し、インバウンド市場のリーディングカンパニーとして国内リテール事業の収益改善と業績回復を実現するとともに、将来の成長のための新規事業投資にも積極的に取り組んでまいります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、ジャパンプレミアムを世界に届けることを最重要課題としております。

不透明感が高い経済情勢にかかわらず、訪日外国人観光客の増加が見込まれる中、異業種やグローバル免税店の参入、既存小売店の免税ビジネス強化によりインバウンド業界の競争も激化してきております。その中で、日本における総合免税ネットワークの先駆者としてのポジションを維持強化するため、商品とサービスを拡充し「国内リテール事業」を大きく発展させていきます。また「その他事業」を収益事業として確立し、「海外事業」の抜本的な対策に取り組んでまいります。引き続き事業の拡大スピードに応じた内部統制の整備、経営管理体制の強化を行い、業務オペレーションの効率化、人財の採用・育成を推進し、課題解決に取り組んでまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は42億66百万円であります。

その主な内訳は、国内リテール事業における新規出店、既存店の改装などによるものです。

(4) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額110億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 平成25年12月期	第 39 期 平成26年12月期	第 40 期 平成27年12月期	第 41 期 (当連結会計年度) 平成28年12月期
売 上 高(百万円)	33,150	50,196	92,693	62,764
経 常 利 益(百万円)	△1,656	1,778	8,637	△1,012
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	△3,245	1,242	8,079	△1,527
1株当たり当期純利益(円・銭)	△5.96	2.28	12.78	△23.57
総 資 産(百万円)	15,299	18,959	58,108	58,406
純 資 産(百万円)	9,180	10,279	47,907	44,500

(注) 第41期につきましては、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、平成28年7月1日付で株式併合（10株を1株に併合）を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 平成25年12月期	第 39 期 平成26年12月期	第 40 期 平成27年12月期	第 41 期 (当事業年度) 平成28年12月期
売 上 高(百万円)	17,588	38,827	83,510	55,007
経 常 利 益(百万円)	△295	2,870	9,111	△1,026
当 期 純 利 益(百万円)	△1,712	1,488	8,196	△2,107
1株当たり当期純利益(円・銭)	△3.14	2.73	12.97	△32.53
総 資 産(百万円)	12,875	16,395	55,023	54,778
純 資 産(百万円)	10,264	11,751	49,440	45,325

(注) 第41期につきましては、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、平成28年7月1日付で株式併合(10株を1株に併合)を行いました。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社であるGRANDA MAGIC LIMITEDは、当社の株式27,783,826株(持株比率43.11%(自己株式を除く))を保有しております。

また、GRANDA MAGIC LIMITEDは、香港蘇寧電器有限公司の100%子会社であり、蘇寧雲商集団股份有限公司の100%孫会社にあたることから、蘇寧雲商集団股份有限公司は当社の株式を間接的に保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容
神田無線電機株式会社	東京都港区	90	100.0	物品販売事業、不動産賃貸業 リサイクル商品販売業
株式会社モード・エ・ジャコモ	東京都港区	30	100.0	婦人靴販売・製造事業
新興製靴工業株式会社	東京都港区	10	100.0	婦人靴製造事業
楽購思(上海)商貿有限公司	中華人民 共和国	500	100.0	物品販売事業、貿易事業
楽購仕(南京)商品採購有限公司	中華人民 共和国	400	100.0	物品販売事業、仕入事業
楽購仕(南京)商貿有限公司	中華人民 共和国	387	100.0	物品販売事業
楽購仕(上海)商貿有限公司	中華人民 共和国	652	100.0	物品販売事業
楽購仕(北京)商貿有限公司	中華人民 共和国	391	100.0	物品販売事業
楽購仕(天津)商貿有限公司	中華人民 共和国	233	100.0	物品販売事業
楽購仕(廈門)商貿有限公司	中華人民 共和国	289	100.0	物品販売事業
台湾楽購仕商貿股份有限公司	台湾	981	100.0	物品卸売事業

③ 重要な企業結合等の状況

(他の会社の事業の譲受)

当社の子会社である株式会社モード・エ・ジャコモは、平成28年8月31日付で、株式会社シンエイから同社の婦人靴の企画・卸売販売事業を譲り受けました。

また、当社の子会社である青葉ライフファミリー株式会社は、平成28年8月31日付で、新興製靴工業株式会社から同社の婦人靴製造事業を譲り受けました。

なお、青葉ライフファミリー株式会社は、同平成28年8月31日付で、商号を新興製靴工業株式会社に変更しております。

これにより、メイドインジャパンファッションの価値を積極的に発掘し世界中のお客様へお伝えする取組みの更なる契機になると考えております。

(7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、「国内リテール事業」「海外事業」「その他事業」を展開しております。

「国内リテール事業」とは、海外からの旅行者に向けての免税品販売と家庭用電気製品販売、及び婦人靴を中心としたファッション用品や、ホビー用品、時計などを扱う国内での物品販売を行っている事業です。

「海外事業」とは、中国や台湾を中心に、海外との輸出入及び個人向けの越境EC販売を行っている事業です。

「その他事業」として、主に不動産の賃貸業、中古ゴルフ商品販売業、その他等を行っております。

(8) 主要な事業所（平成28年12月31日現在）

- ① 当社事務所 東京都港区
 ② 店 舗

区 分	当 社 (直 営)	子 会 社	合 計
東 京 都	9 店	19 店	28 店
北 海 道	7	3	10
秋 田 県	—	1	1
千 葉 県	1	7	8
福 島 県	—	1	1
神 奈 川 県	—	11	11
埼 玉 県	—	6	6
群 馬 県	—	1	1
茨 城 県	—	1	1
新 潟 県	1	—	1
栃 木 県	—	1	1
大 阪 府	8	12	20
京 都 府	3	2	5
奈 良 県	—	2	2
兵 庫 県	1	5	6
愛 知 県	1	8	9
静 岡 県	—	2	2
岡 山 県	1	2	3
石 川 県	—	2	2
宮 崎 県	—	1	1
長 野 県	—	1	1
滋 賀 県	—	1	1
三 重 県	—	1	1
宮 城 県	—	2	2
広 島 県	—	5	5
愛 媛 県	—	2	2
岐 阜 県	—	1	1
福 岡 県	4	6	10
長 崎 県	3	1	4
大 分 県	—	2	2
熊 本 県	1	—	1
沖 縄 県	2	1	3
鹿 児 島 県	—	1	1
計	42	111	153

③ 工 場

区 分	当 社	子 会 社	合 計
東 京 都	—	1	1
埼 玉 県	—	2	2
福 島 県	—	1	1
計	—	4	4

(9) 従業員の状況 (平成28年12月31日現在)

① 当社連結グループ従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	増減(名)
国内リテール事業	1,190(751)	417(△40)
海外事業	37(1)	△83(△167)
その他事業	7(10)	0(4)
全社(共通)	105(7)	9(△5)
合 計	1,339(769)	343(△208)

(注) 1. 従業員数は、当社連結グループから当社連結グループ外への出向者を除き、当社連結グループ外から当社連結グループへの出向者を含む就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
885(513)	239(△224)

(注) 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年12月31日現在)

借入先名	借入残高(百万円)
シンジケートローン ^(注)	4,843

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする5社の協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,000,000株
- (2) 発行済株式数 64,470,086株（自己株式の数1,918,017株を除く。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主総数 27,396名（自己株式分1名を除く。）

- (注) 1. 平成28年7月1日付で株式併合に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は873,000,000株減少し、97,000,000株となっております。
2. 平成28年7月1日付で株式併合（10株を1株に併合）及び単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）を行っております。これにより発行済株式総数は597,492,930株減少し、66,388,103株となっております。

(5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G R A N D A M A G I C L I M I T E D	27,783 千株	43.11 %
日 本 観 光 免 税 株 式 会 社	5,489	8.52
G R A N D A G A L A X Y L I M I T E D	4,890	7.59
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	1,526	2.37
中 文 産 業 株 式 会 社	542	0.84
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	521	0.81
JPMCB OMNIBUS US PENSION TREATY JASDEC 380052	350	0.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	329	0.51
畠 山 秋 夫	310	0.48
モルガン・スタンレー M U F G 証 券 株 式 会 社	296	0.46

- (注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧雲商集团股份有限公司が出資している会社であります。
2. GRANDA GALAXY LIMITEDについては株主名簿上の名称と異なりますが、特に実質株主として把握していることにより記載しております。
3. 持株比率は自己株式1,918,017株及び単元未満株式14,703株を控除して計算しています。
4. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。

3. 会社の新株予約権等の状況（平成28年12月31日現在）

平成27年6月8日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき1,900円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき373円

(3) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、平成27年12月期乃至平成29年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益が、当社が中期経営計画に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 平成27年12月期の営業利益が4,550百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

(ii) 平成28年12月期の営業利益が7,000百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

(iii) 平成29年12月期の営業利益が12,000百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

ただし、平成27年12月期の第3四半期及び第4四半期の営業利益が1,000百万円を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,153個	普通株式 1,015,300株	6名
社外取締役	20個	普通株式 2,000株	1名
監査役	90個	普通株式 9,000株	4名

(注) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、平成28年7月1日を効力発生日とした株式併合により、1個当たり1千株から1百株に調整しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	羅 怡 文	社長執行役員
取 締 役	矢 野 輝 治	執行役員 管理本部本部長
取 締 役	王 哲	蘇寧雲商集团股份有限公司 営業本部 副総裁
取 締 役	蔣 勇	蘇寧雲商集团股份有限公司 営業本部 副総裁
取 締 役	韓 楓	蘇寧雲商集团股份有限公司 董事会秘書オフィス証券事務代表
取 締 役	須 原 伸 太 郎	株式会社エスネットワークス 代表取締役社長
取 締 役	徐 蓓 蓓	江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	芝 正 二	
監 査 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社 代表取締役
監 査 役	上 村 明	上村・大平・水野法律事務所 代表 K P トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社 代表取締役
監 査 役	華 志 松	蘇寧雲商集团股份有限公司 財務管理本部財務企画センター 総監

- (注) 1. 取締役 須原伸太郎、徐蓓蓓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 西澤民夫、上村明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役 須原伸太郎、徐蓓蓓の両氏と、監査役 西澤民夫、上村明の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

② 執行役員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 社長 執行役員	羅 怡 文	代表取締役社長
※ 執 行 役 員	矢 野 輝 治	取締役 管理担当 管理本部本部長
執 行 役 員	洪 東	社長室室長
執 行 役 員 CFO	富士谷 典彦	国内事業本部 新規事業本部副本部長 兼 事業開発部部长
執 行 役 員	傅 禄永	海外事業担当 海外事業本部本部長 兼 中国営業本部本部長

(注) 1. 当社は、社会・経済情勢の変化に機動的に対応し、より迅速な意思決定と業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

2. ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条（取締役の責任免除）第2項、及び第38条（監査役の責任免除）第2項の規定により、非業務執行取締役等との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その責任限度額は、法令が限定する額としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりであります。

区 分	支 給 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	54百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	11百万円 (3百万円)
計 (うち社外役員)	13名 (5名)	66百万円 (6百万円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。

2. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	須 原 伸太郎	社外取締役就任後開催の取締役会17回のうち16回出席。公認会計士・経営者としての豊富な経験及び識見をもとに、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督する。
取 締 役	徐 蓓 蓓	社外取締役就任後開催の17回のうち13回出席。経営管理面での手法指導、中国事業に関するマネジメント手法について助言。
監 査 役	西 澤 民 夫	当期開催の取締役会21回のうち17回出席、また監査役会13回のうち11回出席。事業育成等に関する豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べる。
監 査 役	上 村 明	当期開催の取締役会21回のうち19回出席、また監査役会13回のうち11回出席。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べる。

② 社外取締役・社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

須原伸太郎氏は、株式会社エスネットワークス代表取締役社長を兼任しております。なお、株式会社エスネットワークスは当社との間に取引関係はありません。

徐蓓蓓氏は、江蘇世紀同仁弁護士事務所パートナーを兼任しております。なお、江蘇世紀同仁弁護士事務所は当社との間に取引関係はありません。

西澤民夫氏は、日本エスアンドティー株式会社代表取締役を兼任しております。なお、日本エスアンドティー株式会社は当社との間に取引関係はありません。

上村明氏は上村・大平・水野法律事務所代表及びK P トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社代表取締役を兼務しております。なお、上村・大平・水野法律事務所及びK P トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社は当社との間に取引関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 33百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項は特にありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制を有効に機能させるための機関として、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制の整備、モニタリング、見直し等を行います。
- ② 当社グループ内における職務執行の指針として、コンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等を定めるとともに、内部監査室を設置し、内部監査規程に沿って各部署における職務執行が法令・定款に適合しているかどうかの内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。
- ③ 社内規程・社会規範に反する行動の抑止力として、コンプライアンス委員会の下部組織として賞罰委員会を設置し、倫理観の向上を図ります。
- ④ 社内教育研修機関「ラオックス大学」の研修カリキュラムの一環として、内部統制・コンプライアンス研修を実施します。
- ⑤ コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程に基づき、通報先・相談窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
- ⑥ 当社グループは、特定株主からの利益供与要求や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、全社を挙げて毅然とした態度で対応し、一切の関係遮断に取り組みます。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループ中期経営計画を策定し、中期経営計画に沿って各部門間の予算・人員の配分を行い、計画目標達成のための諸施策を実行します。
- ② 定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務遂行状況の監督等を行います。
- ③ 執行役員を選任し、代表取締役及び業務執行取締役が行う職務の執行を補佐します。
- ④ 執行役員会を月に2回開催し、常務的事項の意思決定や、取締役会上程議案の審議・決定等を行います。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会等の重要な会議に関する議事録や、代表取締役・業務執行取締役・執行役員その他の職務執行に係る情報については、法令ならびに文書管理規程・情報管理規程その他諸規程に基づいて、適切に保存及び管理を行います。

(4) 損失の危険の管理に対する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に則って、リスクの早期発見・通報、緊急事態対策本部の設置、損失の危険への対応、対応策の有効性評価にまで至るリスクマネジメント体制を確立します。
- ② 内部監査室は、社内におけるリスク管理の状況を監査し、重要な不備については、代表取締役に都度報告します。
- ③ 内部通報規程に基づいた「企業倫理ヘルプライン」を通じて、リスクの早期発見に努めます。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理部門を設置し、子会社の営業・財務状況等を日々確認しているほか、取締役会、執行役員会において子会社の業務執行についての報告を受けています。
- ② 子会社もコンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等の対象に含めて、その順守を指導しています。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じて子会社の業務の適正性について、子会社に対して報告を求め、調査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務補助の使用人を求めた場合は、その求めに応じこれを設置するものとします。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令に従いその職務を行うものとし、当該使用人の人事考課は監査役が行うこととします。また、人事異動・処遇については監査役と取締役が協議して決定することとします。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役による監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会・執行役員会を始めとする重要会議に出席し、取締役・使用人などからの報告を聴取します。また重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関して、不正の行為または法令や定款に違反する事実の有無を含めて、業務状況を調査します。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、コンプライアンス違反の事実を発見した場合は、直接監査役に報告するほか、「企業倫理ヘルプライン」を経由して、監査役ならびにコンプライアンス委員会に報告することが出来ることとします。
- ③ 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をしたことを理由として、その者たちに不利益な取り扱いをすることを禁止します。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制整備のため、定期的に代表取締役と会合を持ち、情報・意見交換等を行います。
- ⑤ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図るとともに、財務・総務・法務等の部門に対して、必要に応じて協力を求めることとします。
- ⑥ 当社は、監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払います。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 法令及び定款の遵守（コンプライアンス）に対する取組みの状況

- ① コンプライアンス委員会を開催し、重点確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。また、諸規程の改定を行い、常に社内でご覧できる状態にしております。
- ② 社内教育研修機関「ラオックス大学」において内部統制とコンプライアンスに関する研修を行いました。また、内部通報窓口としての「企業倫理ヘルプライン（社内・社外）」の設置について再度社内周知を行い、内部通報体制の強化を図りました。
- ③ 取引先については「反社会的勢力排除規程」・「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき新規取引先はもちろん、既存の取引先に関しても厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしています。
- ④ 「関連当事者取引に関する規程」に基づき役員等に不適正な関連当事者取引が無いことを確認しました。

(2) 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

定時取締役会を12回、臨時取締役会を9回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

(3) 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書等は規程に基づき、保存期間・所管部署を定めて適切に管理しています。

(4) 損失の危機の管理に対する取組みの状況

財務報告の信頼性確保のため、内部監査計画に基づき内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。内部統制評価については、会計監査人の監査を受けております。また、子会社も含めて47回の内部監査を行い、当社グループ全体の業務の実施状況およびコンプライアンスの遵守状況の監査を行いました。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

- ① 執行役員会を23回開催し、中期経営計画及び目標経営指標を当社グループ全体で共有するとともに、子会社各社を含むグループ全体の予算管理や稟議の承認などを通じ、その業務の適正性の確認を行いました。
- ② 子会社に関しては、内部統制に関する規程の作成や運用評価の仕組みの構築、内部通報制度の導入による外部通報先の一元化を行うなど、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っています。

(6) 監査役監査の実効性を確保するための体制に対する取組みの状況

- ① 監査役会を13回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、代表取締役と定期的に会合を設け、意見及び情報交換を行い、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。また、監査役は取締役会及び執行役員会等に出席し、取締役及び使用人等から当社グループ各社に関する必要な情報を得るほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。
- ② 監査役の職務を補助する組織として内部監査室に委嘱し、監査役会の指揮に基づき監査役会の事務局の運営にあたらせています。また、内部監査室の人事等は、監査役の意見を尊重した上で決定しています。
- ③ 監査役は、定期的に内部監査室と会合を持ち、内部監査報告書等の提出を受けています。また、四半期ごとに会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに意見交換を実施しました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当による株主の皆様への利益還元を最重要施策の一つであると強く認識しております。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、かつ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議により基準日を定めず配当することができる旨を定款に定めております。しかしながら、当社は、過去13期連続の営業損失から、前期、前々期と2期黒字転換いたしました。当期は将来に向けた積極的な投資と事業整理のために営業損失を計上いたしました。次期の業績回復に向けて内部留保金の活用は不可欠な状況であります。当期につきましては財務状況と当社信用状況を維持し、収益改善を実現し、株主様への安定的な利益還元をできるよう、業績回復に取り組んでまいります。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	23,004	流動負債	11,900
現金及び預金	2,863	支払手形及び買掛金	4,164
受取手形及び売掛金	3,086	短期借入金	4,843
商品及び製品	13,664	1年内返済予定の長期借入金	69
仕掛品	61	未払金	1,797
原材料及び貯蔵品	125	未払費用	459
未収入金	1,455	リース債務	31
前渡金	727	未払法人税等	35
前払費用	571	賞与引当金	77
1年内回収予定の差入保証金	68	役員賞与引当金	0
その他	454	ポインツ引当金	6
貸倒引当金	△75	製品補償損失引当金	18
固定資産	35,339	厚生年金基金脱退損失	100
有形固定資産	6,496	引当金	6
建物及び構築物	3,977	資産除却債務	292
機械装置及び運搬具	45	固定負債	2,004
工具、器具及び備品	1,783	長期借入金	301
土地	517	長期預り保証金	347
リース資産	92	リース債務	74
建設仮勘定	80	退職給付に係る負債	425
無形固定資産	780	役員退職慰労引当金	23
のれん	376	訴訟損失引当金	2
商標	76	事業構造改善費用引当金	541
ソフトウェア	234	資産除却債務	252
リース資産	13	繰延税金負債	19
ソフトウェア仮勘定	78	その他	16
その他	0	負債合計	13,905
投資その他の資産	28,063	純資産の部	
投資有価証券	764	株主資本	43,905
関係会社株式	202	資本金	22,633
関係会社出資	2,574	資本剰余金	18,920
長期貸付金	531	利益剰余金	4,771
敷金及び定期預金	5,165	自己株式	△2,419
長期性の定期預金	19,000	その他の包括利益累計額	501
その他	295	その他有価証券評価差額金	9
貸倒引当金	△471	為替換算調整勘定	509
繰延資産	62	退職給付に係る調整累計額	△17
繰延株式交付費	62	新株予約権	92
資産合計	58,406	純資産合計	44,500
		負債純資産合計	58,406

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売 上 高		62,764
売 上 原 価		39,677
売 上 総 利 益		23,086
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,042
営 業 損 失 (△)		△955
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	130	
受 取 配 当 金	9	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	12	
そ の 他	42	194
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20	
売 上 割 引	2	
株 式 交 付 費 償 却	53	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	83	
為 替 差 損	34	
そ の 他	56	250
経 常 損 失 (△)		△1,012
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	11	
負 の の れ ん 発 生 益	955	966
特 別 損 失		
減 損 損 失	200	
固 定 資 産 除 却 損	73	
店 舗 整 理 損	372	
事 業 構 造 改 善 費 用 引 当 金 繰 入 額	541	1,188
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,233
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		51
法 人 税 等 調 整 額		242
当 期 純 損 失 (△)		△1,527
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△1,527

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,633	18,920	6,298	△421	47,431
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,527		△1,527
自己株式の取得				△1,998	△1,998
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	-	△1,527	△1,998	△3,525
当期末残高	22,633	18,920	4,771	△2,419	43,905

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	6	365	-	371	104	47,907
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期 純損失 (△)						△1,527
自己株式の取得						△1,998
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)	3	143	△17	130	△11	118
当期変動額合計	3	143	△17	130	△11	△3,407
当期末残高	9	509	△17	501	92	44,500

連結注記表

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

主要な会社名 神田無線電機株式会社、株式会社モード・エ・ジャコモ、新興製靴工業株式会社、楽購思（上海）商貿有限公司、台湾楽購仕商貿股份有限公司

台湾楽購仕商貿股份有限公司は、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。当連結会計年度において、当社の連結子会社である青葉ライフファミリー株式会社は、新興製靴工業株式会社に社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名 株式会社H&Lプランニング

非連結子会社2社は、小規模であり、かつ合計での総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 該当ありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 株式会社H&Lプランニング

主要な関連会社 株式会社オンワード・ジェイ・ブリッジ

持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社3社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品及び製品 先入先出法に基づく原価法

ただし、書籍及びAVソフト等の一部については売価還元法に基づく原価法

仕掛品 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）2～39年、その他2～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用（投資その他の資産「その他」を含む。）

店舗を賃借するために支出する権利金等は当該賃貸借期間により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に資産計上し、3年で定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

当社は、「ラオックスメンバーズカード」の使用による将来の費用発生に備えるため、使用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

損害賠償等の損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して、当社が負うべき損失の見込額を計上しております。

⑤ 製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

⑥ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ⑦ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - ⑧ 厚生年金基金脱退損失引当金
 厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。
 - ⑨ 事業構造改善費用引当金
 当社グループの事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの償却については、原則として5年間の均等償却を行っております。
- (8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 百万円未満の端数処理については連結計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。

4. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類の損益に与える影響はありません。

5. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めておりました「商標権」(前連結会計年度3百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,510百万円
(2) 担保提供資産	
担保に供している資産	
建物	13百万円
土地	23百万円
計	36百万円
(上記に対する債務)	
一年以内返済予定の長期借入金	27百万円
長期借入金	121百万円
計	148百万円

(3) 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	2,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	2,500百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、シンジケートローン方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

当座借越極度額	11,000百万円
借入実行残高	4,843百万円
差引額	6,156百万円

なお、本契約には下記の財務制限条項が付されております。

①平成28年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年12月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②平成28年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当連結会計年度において経常損失を単体において計上したことにより、シンジケートローン契約（平成28年12月31日現在借入残高4,843百万円）について、同条項に抵触している状況にありますが、適用免除に関する協議を進めております。

7. 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切り下げ額
 売上原価 590百万円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	663,881	—	597,492	66,388
合計	663,881	—	597,492	66,388

(注) 普通株式の株式数の減少597,492千株は、株式併合による減少597,492千株であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	第3回新株予約権(注2)	普通株式	3,500	—	—	3,500	69
	第4回新株予約権(注3,4,5)	普通株式	1,829	—	609	1,219	23
合計			5,329	—	609	4,719	92

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、平成28年7月1日を効力発生日とした株式併合より、1個当たり100千株から10千株に調整しております。
 3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、平成28年7月1日を効力発生日とした株式併合より、1個当たり1千株から1百株に調整しております。
 4. 新株予約権の目的となる株式の数の減少は、権利失効による減少609千株であります。
 5. 当連結会計年度末において、権利行使期間の初日が未到来のもの609千株が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金及び短期投資等に限定し、また、資金調達については銀行等からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務や未払金、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,863	2,863	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,086	3,086	—
(3) 未収入金 ※1	1,447	1,447	—
(4) 1年内回収予定の差入保証金	68	68	—
(5) 投資有価証券 ※2	665	665	—
(6) 長期性定期預金	19,000	19,154	154
(7) 長期貸付金 ※1	414	438	24
(8) 支払手形及び買掛金	4,164	4,164	—
(9) 未払金	1,797	1,797	—
(10) 未払法人税等	35	35	—
(11) 短期借入金	4,843	4,843	—
(12) 長期借入金 ※3	370	375	5

※1 個別計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 非上場株式(連結貸借対照表計上額99百万円)は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

※3 長期借入金には流動負債における1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 1年内回収予定の差入保証金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって評価しております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価については、株式の取引所の価格によっております。

- (6) 長期性定期預金、(7) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の預入及び貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法で評価しております。

負債

- (8) 支払手形及び買掛金、(9) 未払金、(10) 未払法人税等、(11) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって評価しております。

- (12) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法で評価しております。

2. 時価を把握することが極めて困難な金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 ※1	99
関係会社株式 ※1	202
関係会社出資金 ※1	2,574
敷金及び保証金 ※2	5,165
長期預り保証金 ※3	347

※1 非上場株式、関係会社株式、関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※2 仕入先に対して預託している保証金、並びに賃借物件において賃貸人に預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※3 賃貸物件における賃借人から預託されている長期預り保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	2,863	—	—
受取手形及び売掛金	3,086	—	—
未収入金	1,437	—	—
1年内回収予定の差入保証金	68	—	—
長期性定期預金	—	19,000	—
長期貸付金	—	400	—
合計	7,456	19,400	—

4. 社債、借入金その他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	4,843	—	—	—	—	—
長期借入金	69	87	110	103	—	—
合計	4,912	87	110	103	—	—

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、物品販売事業及び不動産賃貸事業における店舗並びに事務所の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて1年～50年と見積り、割引率は-0.241%～2.287%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	275百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	18百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	△38百万円
期末残高	258百万円

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 688円81銭

(2) 1株当たり当期純損失 △23円57銭

(注) 第41期につきましては、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、平成28年7月1日付で株式併合（10株を1株に併合）を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 株式会社シンエイの事業譲受

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社シンエイ

事業の内容 婦人靴企画・卸売販売事業

② 事業譲受を行った主な理由

当社は、メイドインジャパンの高品質で安全性の高い商品やサービスを世界中の方々へお届けすることを経営理念として取り組んでおります。近年メイドインジャパンの衣料品、シューズ、服飾雑貨は訪日外国人からの人気も高く、希少性が高まりつつあるため、当社の商品構成のさらなる充実をはかり、顧客満足度を向上させるべく、当該事業の譲受けを決定いたしました。

③ 企業結合日

平成28年9月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

株式会社モード・エ・ジャコモ

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受であるため

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年9月1日から平成28年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	380百万円
取得原価		380百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1百万円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 発生した負ののれん発生益の金額

955百万円

なお、負ののれん発生益の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

取得時の時価純資産価額が取得原価を上回ったためであります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,251百万円
固定資産	83百万円
資産合計	1,334百万円

(7) のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

商標権	83百万円	償却期間 4年
-----	-------	---------

(8) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

2. 新興製靴工業株式会社の事業譲受

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 新興製靴工業株式会社
事業の内容 婦人靴製造事業

② 事業譲受を行った主な理由

当社は、メイドインジャパンの高品質で安全性の高い商品やサービスを世界中の方々へお届けすることを経営理念として取り組んでおります。近年メイドインジャパンの衣料品、シューズ、服飾雑貨は訪日外国人からの人気も高く、希少性が高まりつつあるため、当社の商品構成のさらなる充実をはかり、顧客満足度を向上させるべく、当該事業の譲受けを決定いたしました。

③ 企業結合日

平成28年9月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

新興製靴工業株式会社

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受であるため

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年9月1日から平成28年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	390百万円
取得原価		390百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

403百万円

なお、のれん

の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開に期待される超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	191百万円
固定資産	282百万円
資産合計	473百万円
流動負債	485百万円
負債合計	485百万円

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	18,137	流動負債	8,065
現金及び預金	1,366	買掛金	1,516
売掛金	2,073	短期借入金	4,843
商品及び製品	10,468	リース債	31
材料及び貯蔵品	17	未払金	914
前払費用	521	未払法人税等	367
未収入金	1,057	前払法	29
前渡金	510	前受金	89
関係会社短期貸付金	1,637	賞与引当金	77
そ の 他 の 金	736	役員賞与引当金	0
貸倒引当金	△250	ポイン ト引当金	6
固定資産	36,578	製品補償損失引当金	18
有形固定資産	5,901	厚生年金基金脱退損失引当金	100
建物	3,609	その他	11
構築物	44	固定負債	1,386
車両運搬具	15	リース債	74
器具備品	1,762	繰延税金負債	14
土地	296	退職給付引当金	300
建物仮勘定	80	役員退職慰労引当金	23
無形固定資産	300	事業構造改善費用引当金	429
借地権	0	訴訟損失引当金	2
商標権	0	資産除去債	206
ソフトウェア	207	その他	335
ソフトウェア仮勘定	78	負債合計	9,452
リース資産	13	純資産の部	
投資その他の資産	30,376	株主資本	45,223
投資有価証券	764	資本金	22,633
関係会社株	2,082	資本剰余金	18,920
関係会社出資	2,574	資本準備金	18,906
出資金	0	その他資本剰余金	13
長期貸付金	531	利益剰余金	6,089
関係会社長期貸付金	640	その他利益剰余金	6,089
敷金及び保証金	4,951	繰越利益剰余金	6,089
長期性定期預金	19,000	自己株式	△2,419
長期前払費用	6	評価・換算差額等	9
その他	193	その他有価証券評価差額金	9
貸倒引当金	△368	新株予約権	92
繰延資産	62	純資産合計	45,325
株式交付費	62	負債純資産合計	54,778
資産合計	54,778		

損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

科 目	金 額	百万円
売 上 高		55,007
売 上 原 価		35,774
売 上 総 利 益		19,233
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,178
営 業 損 失 (△)		△945
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	140	
受 取 配 当 金	9	
そ の 他	13	162
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
売 上 割 引	2	
株 式 交 付 費 償 却	53	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	83	
為 替 差 損	20	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	33	
そ の 他	42	244
経 常 損 失 (△)		△1,026
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	11	11
特 別 損 失		
減 損 損 失	146	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	400	
事 業 構 造 改 善 費 用 引 当 金 繰 入 額	429	
店 舗 整 理 損	81	1,056
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△2,072
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		45
法 人 税 等 調 整 額		△9
当 期 純 損 失 (△)		△2,107

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	22,633	18,906	13	18,920
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	22,633	18,906	13	18,920

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	8,196	8,196	△420	49,329
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失	△2,107	△2,107		△2,107
自 己 株 式 の 取 得			△1,998	△1,998
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△2,107	△2,107	△1,998	△4,106
当 期 末 残 高	6,089	6,089	△2,419	45,223

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	6	6	104	49,440
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				△2,107
自 己 株 式 の 取 得				△1,998
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3	3	△11	△7
当 期 変 動 額 合 計	3	3	△11	△4,114
当 期 末 残 高	9	9	92	45,325

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法
その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

① 商品及び製品 先入先出法に基づく原価法

ただし、書籍及びAVソフト等の一部については売価還元法に基づく原価法

② 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 2～39年、その他 2～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間により期限均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に資産計上し、3年で定額法により償却しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

当社は、「ラオックスメンバーズカード」の使用による将来の費用発生に備えるため、使用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 訴訟損失引当金

損害賠償等の損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して、当社が負うべき損失の見込額を計上しております。

⑥ 製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

⑦ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑧ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑨ 厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

⑩ 事業構造改善費用引当金

当社の事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

- (6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 - ② 百万円未満の端数処理については計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記（区分掲記しているものを除く）

(1) 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,041百万円
関係会社に対する短期金銭債務	104百万円
関係会社に対する長期金銭債権	81百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,294百万円

(3) 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	2,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	2,500百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、シンジケートローン方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

当座借越極度額	11,000百万円
借入実行残高	4,843百万円
差引額	6,156百万円

なお、本契約には下記の財務制限条項が付されております。

①平成28年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年12月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②平成28年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当事業年度において経常損失を計上したことにより、シンジケートローン契約（平成28年12月31日現在借入残高4,843百万円）について、同条項に抵触している状況にありますが、適用免除に関する協議を進めております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	648百万円
仕入高	371百万円
販売費及び一般管理費	172百万円
営業取引以外の取引による取引高	12百万円

(2) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切下げ額

売上原価	544百万円
------	--------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4,016	15,156	17,255	1,918
合計	4,016	15,156	17,255	1,918

(注) 普通株式の株式数の減少17,255千株は、株式併合による減少17,255千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)

繰越欠損金	6,850
貸倒引当金損金算入限度超過額	189
減損損失	411
関係会社株式評価損否認	1,552
退職給付引当金	91
賞与引当金	23
厚生年金基金脱退損失引当金	30
たな卸資産評価損	181
資産除去債務	133
事業構造改善費用引当金繰入額	132
その他	110
繰延税金資産小計	9,707
評価性引当額	△9,707
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

建物（資産除去債務）	9
その他の有価証券評価差額	5
繰延税金負債合計	14
繰延税金負債の純額	14

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度において、当期純損失を計上したために記載を省略しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)モード・エ・ジャコモ	東京都港区	30	婦人靴販売・製造事業	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付	1,000	関係会社短期貸付金	1,000
									関係会社長期貸付金	640
子会社	新興製靴工業(株)	東京都港区	10	婦人靴製造事業	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付	637	関係会社短期貸付金	637

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	日本観光免税(株) (注1)	東京都目黒区	444	商業流通事業	被所有直接8.5%	不動産の賃借	店舗家賃(注2)	128	預け金 敷金及び保証金(注3)	10
							敷金償却	5		96
							諸経費	15	未払金	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役社長羅怡文及びその近親者が議決権の74.9%を直接所有しております。
2. 日本観光免税㈱への店舗家賃については、双方協議の上、契約等に基づき、計算された賃料を支払うものとしております。
3. 日本観光免税㈱への敷金及び保証金については、双方協議の上、決定しております。なお、契約終了時の精算については、契約更新時の賃料改定や契約期間の長短による日本観光免税㈱の受取賃料等を総合的に勘案し、双方協議の上決定する事としております。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 701円62銭

(2) 1株当たり当期純損失 △32円53銭

(注) 第41期につきましては、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、平成28年7月1日付で株式併合(10株を1株に併合)を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員	公 認 会 計 士	藤 本	亮	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公 認 会 計 士	平 澤	優	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月24日

ラオックス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	芝	正	二	Ⓞ	
監査役（社外）	西	澤	民	夫	Ⓞ
監査役（社外）	上	村	明	Ⓞ	
監査役	華	志	松	Ⓞ	

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (昭和38年4月29日生)	平成4年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 平成7年 中文産業株式会社創立 代表取締役就任 平成18年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役就任 平成21年8月 当社代表取締役就任（現任）	一株
2	や の て る じ 矢 野 輝 治 (昭和33年2月7日生)	昭和55年4月 株式会社ダイエー入社 平成10年6月 株式会社ダイエーホールディングスコーポレーション財務経理企画部長就任 平成11年9月 株式会社レコフ入社 平成12年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社取締役副社長就任 平成24年4月 当社入社管理本部本部長就任 平成25年3月 神田無線電機株式会社代表取締役社長就任 平成25年4月 当社執行役員就任（現任） 平成26年3月 当社取締役就任（現任） 平成26年11月 当社国内事業本部本部長就任 平成28年4月 当社管理本部本部長就任 平成29年2月 当社国内事業本部本部長（現任）	一株
3	おう てつ 王 哲 (昭和42年6月11日生)	平成15年9月 蘇寧雲商集团股份有限公司入社 営業管理センター常務副総監 市場計画管理センター副総監 営業本部購買及び電子ビジネス総監を歴任 平成21年6月 同社営業本部執行副総裁就任 平成21年8月 当社取締役就任（現任） 平成26年2月 蘇寧雲商集团股份有限公司商品経営本部執行副総裁就任 平成28年1月 蘇寧雲商集团股份有限公司営業本部副総裁（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	しゅう ぶん 周 斌 (昭和56年9月2日生)	平成18年5月 PricewaterhouseCoopers Consulting上海支社入社 平成20年3月 中信証券入社 平成27年4月 中信証券戦略顧客部副総裁就任 平成27年10月 蘇寧投資集団投資管理部投資銀行部執行役員(現任)	一株
5	はん ふえん 韓 楓 (昭和57年1月5日生)	平成17年1月 蘇寧雲商集団股份有限公司董事会秘書室秘書 平成17年8月 同社董事会秘書オフィス証券事務代表就任(現任) 平成22年11月 当社取締役就任(現任)	一株
6	す はら しん たろう 須原 伸太郎 (昭和45年9月29日生)	平成5年10月 監査法人トーマツ入社(現:有限責任監査法人トーマツ) 平成8年4月 公認会計士登録 平成8年5月 須原公認会計士事務所開設 平成9年4月 株式会社マッキンゼーエリクソン入社 平成12年1月 株式会社エスネットワークス創業 代表取締役副社長就任 平成18年2月 税理士法人エスネットワークス代表社員(現任) 平成20年4月 株式会社エスネットワークス 代表取締役社長(現任) 平成22年12月 株式会社U-NEXT社外監査役(現任) 平成28年3月 当社社外取締役就任(現任) 平成28年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社 外監査役(現任)	一株
7	じょ ばい ばい 徐 蓓 蓓 (昭和56年11月29日生)	平成18年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 平成26年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー(現任) 平成28年3月 当社社外取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 須原伸太郎氏及び徐蓓蓓氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 須原伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・経営者としての豊富な経験及び識見をもとに、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 徐蓓蓓氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の中国貿易及び中国E C事業の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 非業務執行取締役との責任限定契約の概要
 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、王哲、韓楓、須原伸太郎、徐蓓蓓の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。また、周斌氏の就任が承認された場合も、同様に責任限定契約を締結する予定です。
 その概要は、非業務執行取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しば しょうじ 芝 正二 (昭和26年1月6日生)	昭和50年4月 株式会社ダイエー入社 平成5年6月 同社経理部長就任 平成10年1月 株式会社ローソン入社 平成14年1月 同社執行役員 財務経理ステーションディレクター就任 平成16年4月 株式会社ファンケル入社 同社執行役員 管理本部長就任 平成21年2月 UCCホールディングス株式会社入社 平成22年4月 同社専務取締役就任 平成25年3月 当社常勤監査役就任(現任)	一株
2	かみむら あきら 上村 明 (昭和48年7月11日生)	平成12年 司法試験合格 平成14年7月 アンダーソン・毛利法律事務所 平成16年8月 西川シドリリーオースティン法律事務所 平成20年9月 Sidley Austin LLP (ロスアンゼルス) 平成21年8月 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 平成22年1月 同法律事務所 パートナー弁護士に就任 平成25年3月 上村総合法律事務所設立 代表弁護士就任 平成26年8月 KPトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社設立 代表取締役就任(現任) 上村・大平・水野法律事務所設立 平成28年5月 代表弁護士就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上村明氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 芝正二氏の任期は本定時株主総会終結の時をもって満了しますので、再任をお願いするものであります。芝正二氏は教社の上場企業の管理担当役員を経験し、実務と管理・統制において豊富な経歴を持ち、人格・見識・監督能力も申し分ないことから、監査役として大所高所から助言・指導をいただけると判断し選任をお願いするものであります。
4. 上村明氏は平成26年3月に監査役を辞任した前任者の補欠として選任された社外監査役であり、その任期は第40期の定時株主総会終結の時をもって満了しておりますので、社外監査役への再任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社法第346条第1項及び第335条第3項に基づき、新たに社外監査役が選任されるまで監査役としての権利義務を有しております。上村明氏は大手弁護士事務所などで10年以上多岐にわたる案件を担当し、上村・大平・水野法律事務所を設立して代表弁護士としてその運営に携わっており、国際商業訴訟、M&A、TOBなどの業務を得意としております。その経歴を通じて培われた高い手腕と見識、経験により、客観的立場から引き続き当社の経営を監査されることを期待するものであります。
5. 監査役との責任限定契約の概要
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第38条第2項の規定に基づき、芝正二、上村明の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。その概要は、監査役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

以上

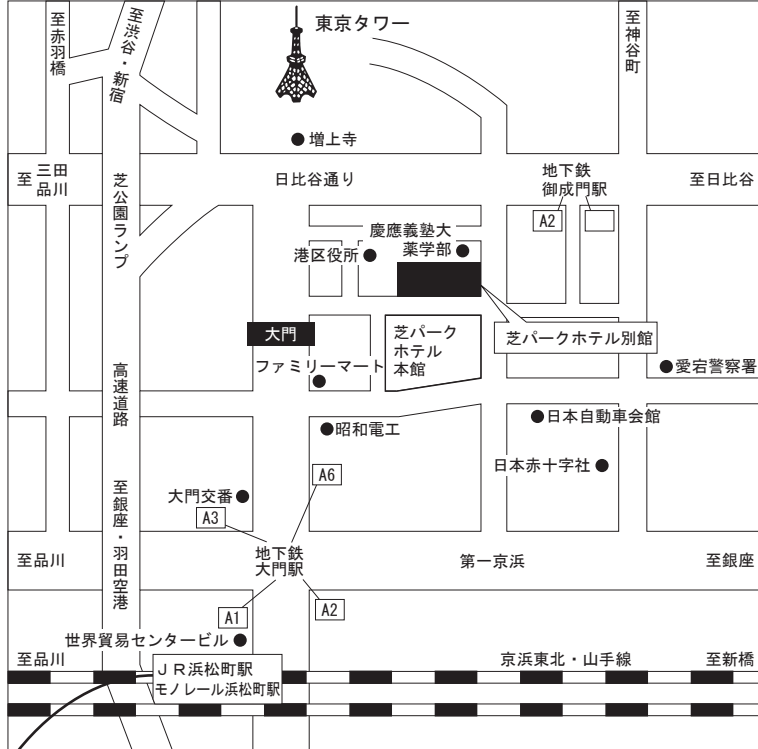
<メモ欄>

株主総会会場ご案内

東京都港区芝公園 1-5-10

芝パークホテル別館 2F 「ローズ」

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご来場ください。



都営三田線「御成門駅」 A2出口 徒歩1分
(お車でのご来場はご遠慮ください)